

「知的財産推進計画 2010」の進め方について

平成 22 年 8 月 25 日

知的財産戦略本部企画委員会

本年 5 月に策定した「知的財産推進計画 2010」を着実に実施するため、企画委員会が中心となり、各府省における施策の進捗状況等を継続的に把握・評価する。

施策の進捗状況や新たに対応が必要となった課題を反映して、来年 5～6 月を目途に「知的財産推進計画 2010」を改訂する。

＜具体的な進め方＞

- 企画委員会を定期的に開催し（1～2 ヶ月に 1 回）、各府省から関係施策の進捗状況、予算要求の状況、次年度に向けた施策の検討状況について報告を受け、評価を行う。進捗が不十分な項目がある場合には、担当府省に対し改善を指示する。
- 各府省における実施状況を評価する中で明らかになった課題や、状況の変化によって新たに対応が必要となった課題など、今後検討が必要な課題について、専門調査会又はタスクフォースにおいて検討を行うよう指示する。
- 企画委員会から知的財産戦略本部会合に検討状況を報告する（年 4 回程度）。
- 上記検討の結果を受け、「知的財産推進計画 2010」の改訂を行う（来年 5～6 月）。